

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

大阪府知事様

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領の規定に基づき、下記のとおり使用許可を申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請区分 ※該当する□を■に変更	☐ 新規 (初めて申請する場合) ※申請内容の変更(追加又は削除を含む)する場合は変更届、使用を中止する場合は中止届を提出すること ☐ 継続 (すでにロゴマークの使用許可を受けており、更新期限に伴い継続する場合)
(2)申請事業者名称(企業、団体名)	
(3)申請事業者名称(フリガナ)	
(4)代表者職	
(5)代表者氏名	
(6)代表者氏名(フリガナ)	
(7)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(8)電話番号(代表電話)	
(9)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する□を■に変更	☐ 1-(7)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(7)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(7)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)使用許可証の送付先 ※該当する□を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(7)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

3. 大阪産(もん)に関する取組みについて

(1)ロゴマークを使用する大阪産(もん)の種別 ※該当する□を■に変更 (複数選択可)	☐ 農産物 ☐ 畜産物 ※肉、はちみつ等 ☐ 水産物 ☐ 林産物 ※きのこ、たけのこ等
(2)事業者区分 ※該当する□を■に変更 (複数選択可) ※選択した区分について、「4.取組みの詳細について」で詳細を記入	☐ 生産者 (例：農林水産業者) ☐ 製造者 (例：食品加工業者) ☐ 販売者 (例：自社製品販売、スーパー、卸売、EC サイト運営事業者) ☐ 飲食提供事業者 (例：飲食店、ホテル、キッチンカー) ☐ 大阪産(もん)サポーター (例：イベント主催者、出版社、テレビ放送局等) ※生産者・製造者・販売者・飲食提供事業者に該当する場合は、大阪産(もん)サポーターとして申請することはできません。

4. 取組みの詳細について

(1) 生産者 を選択した事業者		
生産している主な品目 ※すべて記載すること (複数可能) (例) 水なす、きゅうり、いちご		
生産市町村 ※すべて記載すること (複数可能) (例) 泉佐野市、和泉市		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更	☐ 有 ☐ 無
	具体的な実施内容について ※上記で「有」を選択した場合、記載すること	(例：夏季限定で〇〇狩り、収穫体験を実施等)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記で「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない
--	--	--

(2) 製造者 を選択した事業者		
製造している主な商品名 (複数可能) (例) 水なすのパスタソース、 〇〇農園のいちごジャム		
商品に使用している府内産食材等 (複数可能) (例) 水なす、いちご		
商品に使用している府内産食材等の仕入先 (複数可能) (例) 自社農園、〇〇農園		
一般消費者向けに実施している体験、見学等 ※有償・無償は問わない	有無について ※該当する□を■に変更	☐ 有 ☐ 無
	具体的な実施内容について ※上記が「有」の場合、記載すること	(例：通年で工場見学、〇〇づくり体験を実施等)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

	おおさかもんマップへの掲載希望について ※上記で「有」を選択した場合、該当する□を■に変更 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない
--	--	--

(3) 販売者 を選択した事業者

販売店舗名 (複数可能) (例) 道の駅〇〇、〇〇スーパー	
販売している農林水産物又は商品名 (複数可能) (例) きゅうり、大阪たまごのプリン	
販売物の仕入先 (複数可能) (例) 〇〇農園、〇〇製菓株式会社	
おおさかもんマップへの掲載希望について ※該当する□を■に変更 ※ただし、オンラインストア、特定の期間や場所で行われるもの(百貨店での催事等)等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない

(4) 飲食提供事業者 を選択した事業者

大阪産(もん)を提供する飲食店店舗数 (例) 2	
-------------------------------------	--

飲食店名 (上記の該当店舗数と同数となるよう店舗名を記載すること) (例) ○○亭、居酒屋○○ ※店舗数が5店舗以下で店舗名が同じ、かつ所在が異なる場合は以下例のとおり入力すること (例) ○○亭××駅前店、○○亭□□町店 ※店舗数が6店舗以上の場合は、以下例のとおり入力すること (例) ○○屋計10店舗	
上記の飲食店の所在市町村 (例) 大阪市、堺市	
提供メニュー (例) トマトソースのパスタ、はちみつのパウンドケーキ、しらすピザ	
提供メニューに使用している府内産食材 ※すべて記載すること (例) トマト、はちみつ、しらす	
提供メニューに使用している府内産食材の仕入先 ※すべて記載すること (例) ○○農園、○○養蜂場、○○株式会社	
おおさかもんマップへの掲載希望について ※該当する□を■に変更 ※ただし、露店、キッチンカー等(常設店舗を除く)は掲載対象外 ※「7. おおさかもんマップの掲載条件」を確認すること	☐希望する ☐希望しない

(5) 大阪産(もん)サポーター を選択した事業者

ロゴマークの使用内容	
-------------------	--

5. 事業者紹介文

(1)PR 文章 (100 文字程度) ※大阪産(もん)を使用していることがわかる PR 内容を記載すること (例:府内産〇〇を使った△△を販売しています/▲▲養鶏場の卵を使ったシュークリームを販売しています/〇〇農園の新鮮な水なすを使ったパスタを提供しています/大阪湾で水揚げされた××を使った鍋料理を提供しています 等)	
---	--

6. イメージ画像

ロゴマークを使用予定の代表商品や、販売店舗の外観、PR での使用の場合は広報媒体のイメージなどの画像(1枚以上)を提出してください。

行政オンラインシステムで申請いただいている場合はフォームに添付してください。

その他の申請方法による場合は、下記提出先メールアドレスあてに直接画像ファイルを添付し、送付してください。

提出先メールアドレス: ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

なお、画像ファイル名は半角英数字で、「撮影年月日_事業者名_画像内容」としてください。

例: R050211_oosakasanhanbai_syouthingazou

7. おおさかもんマップの掲載条件

① 大阪産(もん)商標登録ロゴマークの許可事業者、または大阪産(もん)名品の認証事業者であること

② おおさかもんマップでの掲載内容について

- ・ 大阪産(もん)や大阪産(もん)名品に関する内容であること
- ・ 一般府民や来阪者等消費者向けに実施する観光要素(食べられる、買える、体験できる等)を含むこと
(例:飲食店、観光農園、朝市、漁業体験、直売所、加工品販売店等)

※飲食店・加工品販売店については、常設店舗を対象とする

(露店・キッチンカー・オンラインストア・ポップアップストア等、期間限定の売り場等は掲載対象外とする)

※①から④を全て満たす毎年恒例の期間限定イベント等は、掲載可とする

③ おおさかもんマップでの掲載項目について

- ・ 下記の情報を掲載できること

『店舗名や施設名』

『住所(②を実施する所在地)』

『URL(自社ウェブサイト等)』※自社以外のウェブサイトや電話番号でも可

『写真(施設の外観やコンテンツ内容がわかるもの)』等

④ URL(自社ウェブサイト等)上で、②に関する情報を掲載していること

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

※ウェブサイト上の掲載内容に関する全ての管理は、申請事業者等で行うこととし、大阪府では一切の責任を負わないものとする

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

8. 申立て事項

※各申立て事項について該当する□を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、許可を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実と相違ありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(2)大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領及び大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用細則を遵守して本商標を使用します。	
☐ はい ☐ いいえ	
(3)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(4)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(5)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(6)確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者ではありません。	
☐ はい ☐ いいえ	
(7)大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用許可を受けている事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名、許可を受けている事実、「3. 大阪産(もん)の取組みについて」及び「5. 事業者紹介文」の記載内容は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)	
☐ はい ☐ いいえ	

9. 大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス	☐ 2-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ ☐ 別のメールアドレスを希望((3)(4)(5)を記入)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

※該当する□を■に変更	
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	